

令和5年度 緊急支援給付金 2回目（7万円/1世帯）のご案内

※受給には手続きが必要な場合があります

- 物価高騰緊急支援給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要な場合があります。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

支給対象と手続き方法

令和5年12月1日時点で古賀市に住民票のある世帯

住民税均等割非課税世帯

家計急変

世帯全員の令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯で、「古賀市物価高騰緊急支援給付金」**（3万円）を受給済である世帯**

①世帯構成に
変化のない世帯

②世帯状況の確認
が必要な世帯

③：①②
を除く
令和5年度
住民税
非課税
世帯

④令和5年中
の収入が減少し
**「住民税
非課税相当」**
の収入となった
世帯(家計急変世帯)

手続きは不要です
支給のお知らせが届きます

手続きが必要です
書類（確認書又は申請書）が届きます

**手続きが
必要です**

古賀市から
確認書又は**申請書**が届きます
(要返送)

必要事項を記入して返送してください。

返送期限 令和6年5月31日（金）必着
※期限までにお手続きがない場合、辞退したとみなします

申請が必要です

世帯全員分それぞれの収入額が確認できる書類や世帯主名義の通帳の写しなどを持参の上、サンコスモ古賀福祉課福祉相談係窓口にお越しください。 ※必要書類は世帯によって異なるため追加書類を求められることがあります。

申請期限 令和6年5月31日（金）必着

いずれも世帯全員が住民税課税者の扶養親族等である場合は対象になりません。
支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- ①「古賀市物価高騰緊急支援給付金」**（3万円）を受給済**で、世帯全員の世帯構成に変化のない世帯
- 対象と思われる世帯には、「**支給のお知らせ**」が届きます。辞退や振込口座の変更などが無ければ、**手続きは必要ありません**。

- ②③ 上記①以外の世帯で、令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯
- 対象と思われる世帯には、古賀市から給付内容や確認事項が書かれた「**確認書**」又は「**申請書**」が届きます。
 - 「**確認書**」又は「**申請書**」は中身を確認（記入）して、**返送してください**。
(確認書)
 - ・住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと などを確認して下さい。
※口座が印字されていない方や、印字されている口座とは違う口座へ振り込みを希望される方は、本人確認書類や通帳等のコピーが必要となります。(申請書)
 - ・未申告の方や転入等により課税状況の確認ができていない世帯で住民税非課税となった世帯などに届きます。
※本人確認書類や通帳等のコピーが必要となります。

予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変帯)

- ④給付金を受け取るには、**申請が必要**です。(お問い合わせ TEL:942-1156)
- 世帯主の本人確認書類・通帳の写し、世帯全員分それぞれの収入額が確認できる書類をお持ちの上、サンコスモ古賀 福祉課 福祉相談係窓口にお越しください。
- ※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年中の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること
(例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：96.5万円以下、母・子(1人)の場合146.5万円以下



住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の**振り込め詐欺**や**個人情報**の**詐取**にご注意ください！

お問い合わせ

古賀市緊急支援給付金相談窓口（家計急変を除く）

（サンコスモ古賀3階 古賀市庄205番地）

092-942-1200

受付時間：8:30～17:00（土、日、祝を除く）

確認のため記載の番号からお電話することがあります。

その他 お問い合わせ先（家計急変を除く）

サンコスモ古賀 福祉課福祉政策係 TEL：942-1150